

フランスにおける大学職員

—大学の自律性拡大と公務員制度の狭間で—

大 場 淳

広島大学高等教育研究開発センター准教授

【目 次】

- I. フランスの高等教育制度
- II. 大学職員に関する諸制度
- III. 大学職員の開発活動
- IV. 大学職員を巡る近年の動向と課題

[キーワード]

フランス、公務員、協議制度、自律性拡大、LRU

本稿は、フランスの大学職員（教員外職員）の諸制度と開発活動を概観し、近年同国で大学の自律性拡大が進められる中で、大学職員に求められる役割等の変化を考察するものである⁽¹⁾。

I. フランスの高等教育制度

フランスの高等教育制度⁽²⁾の特徴の一つは、大学（université）は公高等教育（enseignement supérieur public）を担う機関として位置付けられ、高等教育の提供において国の責務が強く求められることである。それ故大学は全て国立で、その法的地位は学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel : EPSCP）^{(3) (4)}とされ、原則として教職員の身分は公務員である（滝沢, 2002）。学生納付金は非常に低廉な登録料のみで⁽⁵⁾、大学予算の大半は国からの交付金である。大学の教育課程（学位制度）や教員資格についてのみならず、その組織編成の在り方や議決機関・管理職員の権限等の在り方が明確に法令で規定されるなど、高等教育政策において国の統制が色濃く反映されている。後述のように近年、大学の自律性が拡大されてきているが、上記のような

制度の根幹は今日においても変わらない。

また、大学以外に、グランド・ゼコールを始めとする非大学高等教育機関が多数存在し、中には大学以上の威信を有する機関が少なくないことも高等教育制度の特徴の一つである。非大学高等教育機関の法的地位は多様であり、私立の機関がある一方で、大学と同じ法的地位（EPSCP）を有する機関が存在し、そこでは大学と同じ職員制度が適用されている。

II. 大学職員に関する諸制度

1. 管理組織と職種

大学は法人格を有する公施設法人の一種である学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（EPSCP）であるが、法人化後の日本の国立大学と異なって、大学の裁量的経費を用いて私的雇用契約に基いて採用される有期職員（契約職員）を除けば、教職員の身分は公務員である。そのうち、教員を除く職員は教育行政を通じた職員体系の中に置かれ、現在は、国民教育省及び高等教育・研究省⁽⁶⁾の共同事務組織である国民教育・高等教育・研究統合事務局（Secrétariat général Éducation nationale, enseignement supérieur, recherche）の中の人的資源総局（Direction générale des ressources humaines）技術・行政・技能・保健福祉・図書館職員部（Service des personnels ingénieurs, administratifs, techniques, sociaux et de santé et des bibliothèques）において一括して管理されている。同部には、研修室（Mission de la formation）、雇用計画・身分・福利厚生課（Sous-direction des études de gestion prévisionnelle, statutaires et action sanitaire et sociale）、キャリア管理課（Sous-direction de la gestion des carrières）の

表1 教育研究行政職員 (BIATSS) の分類

	行政職	研究・教育技術・技能職	保健福祉職	図書館職
A種	国民教育・高等教育・研究行政官 (administrateur de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche) 国民教育・高等教育・研究専門官 (attaché de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche)	研究技師 (ingénieur de recherche) 調査技師 (ingénieur d'études)	国民教育医師 (médecin de l'éducation nationale) 国民教育・高等教育看護師 (infirmier de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur)	主任図書管理官 (conservateur général des bibliothèques) 図書管理官 (conservateur des bibliothèques) 司書 (bibliothécaire)
B種	国民教育・高等教育行政事務官 (secrétaire administratif de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur)	研究教育技能職員 (technicien de recherche et de formation)	看護師 (infirmier) 社会援護士 (assistant de service social)	司書補 (bibliothécaire assistant spécialisé)
C種	国民教育・高等教育行政事務補佐員 (adjoint administratif de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur)	研究教育技能補佐員 (adjoint technique de recherche et de formation)		図書整理職員 (magasinier de bibliothèque)

※注：同じ職階内では、上に記された職が上位の職である。また、保健福祉職にはC種職員が存在しない。

3下部組織が置かれている。

技術・行政・技能・保健福祉・図書館職員部が管理する職員は、当該業務領域の初等中等教育・高等教育・研究行政（以下「教育研究行政」）で勤務する全ての職員⁽⁷⁾である。この範疇に含まれる職種は職員に関する制度改正に伴って度々変更されているが、2010年以降、それら職種名の頭文字をとって“BIATSS”と称されている（以下「教育研究行政職員」又は「BIATSS」）。大学を始めとする高等教育機関で勤務するBIATSSは、教育研究行政全般でキャリアを重ねる訳ではなく、国民教育省と高等教育・研究省並びにそれらの出先機関や所轄機関の間で異動し、ある程度の専門化が図られている。但し、特に上位の職員はBIATSS内だけではなく、他省庁で勤務する上級行政官 (administrateur civil)⁽⁸⁾ から就くことがある。

BIATSSは、業務領域毎に採用資格等による区分に基づいて、A種・B種・C種の3種類 (catégorie) の

職階に分類され、それぞれに官職が設定されている（表1）。A種で採用されるには、同じ職種のB種・C種と比べて、高い学歴と高度な内容の試験に合格しなければならない。

2012/2013年度現在、国立の高等教育機関（大学以外を含む）で勤務するBIATSSは52,835人である⁽⁹⁾。そのうち、2/3近くの65.7% (34,737人)を研究・教育技術・技能職（“ITRF”と略される）が占め⁽¹⁰⁾、行政職と保健福祉職（合わせて“ASS”と略される）両者は25.6% (13,517人)、図書館職は8.6% (4,542人)ある。これら以外に監査職員等39人がBIATSSに含められている（表2）。全体の6割強を女性が占め、その割合はASSでは8割強、図書館職では7割である。

2. 採用

行政職・保健福祉職（ASS）の採用は、原則として、資格保持者を対象とした試験による公募によっ

表2 教育研究行政職員（BIATSS）の職種・職階別の人数

職種	職階	人数	全体に占める割合	女性の割合
行政職・保健福祉職 (ASS)	A種	2,203		
	B種	3,399		
	C種	7,439		
	非正規	476		
	小計	13,517	25.6%	84.0%
研究・教育技術・技能職 (ITRF)	A種	11,201		
	B種	8,714		
	C種	14,821		
	非正規	1		
	小計	34,737	65.7%	52.6%
図書館職	A種	1,400		
	B種	1,368		
	C種	1,774		
	小計	4,542	8.6%	69.4%
監査等	A種	39	0.1%	71.4%
合計		52,835	100.0%	62.0%

て行われる。公募にはA種職員を対象とした全国公募 (nationaux) とそれ以外を対象とした地方公募 (déconcentrés) の2種類の方式がある。前者の試験は全国統一的行われ、採用者の配置は全国規模で行われる。後者は教育研究行政の出先機関である大学区本部 (rectorat) 又はその下部組織単位で実施され、採用者の配置は受験した大学区内である⁽¹¹⁾。

研究・教育技術・技能職 (ITRF) の採用試験は、専門活動領域 (branche d'activité professionnelle : BAP) 毎に行われる。BAPは以下のA～Jに分類される (HとIは廃止されたため欠) : A) 生命科学、B) 化学・物質科学、C) 工学・科学機器、D) 人文社会科学、E) 情報・統計・科学計算、F) 情報・文化・広報・編集・教育情報通信技術、G) 不動産・物流・危機防止・修復、J) 管理・運営。A種の採用は、全国統一試験合格者を対象として各機関で行われる。B/C種の採用は大学区毎に行われる。

図書館職の採用は、全国統一試験によって一元的に行われる。A種の図書管理官の職は従前、国立古文書学校 (École nationale des chartes) の修了者に限定されていたが、同修了者を対象とした特別選抜はある

ものの、現在は他の関連資格保持者にも開放されている。

全職種を通じて、採用試験には外部試験と内部試験がある。詳細はそれぞれの職種毎に決められるが、前者は特定の学位等を保持する者全てに開かれているのに対して、後者は既に公務員として特定の業務に従事している者を対象としている。上位の職種は内部試験のみによって採用される。また、一部の専門職 (医師等) については、外部試験しか実施されていない。2012年の採用試験の実施状況は表3の通りである⁽¹²⁾。

3. 職員人事に関する協議制度

フランスの公務員制度を反映して、大学職員は、学内に又は複数の機関共通で設置される機関同数委員会 (commission paritaire d'établissement : CPE) 及び技術委員会 (comité technique : CT) の二つの委員会組織を通じて、大学の職員人事政策に大きく関与している。

教育法典第935-6条に基づいて設置される機関同数委員会 (CPE) は、職員の個別の人事案件 (配置や昇進など) について執行部と職員の間で協議を行う場で

表3 教育研究行政職員（BIATSS）の採用試験状況（2012年）

分類	職種	外部試験			内部試験			
		受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	
行政職	行政専門官 (attaché d'administration)	—	—	—	3,578	68	1.9	
	一般級行政事務官 (secrétaire administratif de classe normale)	6,154	267	4.3	6,979	298	4.3	
	上級行政事務官 (secrétaire administratif de classe supérieure)	1,623	81	5.0	2,757	76	2.8	
	1級事務補佐員 (adjoint administratif de 1 ^{re} classe)	7,126	269	3.8	3,625	273	7.5	
	行政職合計	14,903	617	4.1	16,939	715	4.2	
保健福祉職	医師 (médecin)	41	31	75.6	—	—	—	
	社会援護専門官 (conseiller technique de service social)	—	—	—	46	21	45.7	
	社会援護士 (assistant de service social)	339	59	17.4	10	4	40.0	
	看護師 (infirmier)	1,287	277	21.5	—	—	—	
	保健福祉職合計	1,667	367	22.0	56	25	44.6	
研究・教育技術・技能職 (ITRF)	職階別	研究技師 (ingénieur de recherche)	2,459	110	4.5	697	53	7.6
		調査技師 (ingénieur d'études)	13,601	335	2.5	2,999	125	4.2
		技師補 (assistant ingénieur)	4,052	143	3.5	5,313	127	2.4
		研究教育技能職員 (technicien de recherche et de formation)	3,833	294	7.7	3,222	283	8.8
		技能補佐員 (adjoint technique)	1,909	177	9.3	1,979	180	9.1
	専門活動領域別	A) 生命科学	2,495	129	5.2	209	32	15.3
		B) 化学・物質科学	1,296	80	6.2	131	28	21.4
		C) 工学・科学機器	739	82	11.1	111	24	21.6
		D) 人文社会科学	554	24	4.3	10	2	20.0
		E) 情報・統計・科学計算	5,694	216	3.8	1,984	96	4.8
		F) 情報・文化・広報・編集・教育情報通信技術	2,475	99	4.0	775	68	8.8
		G) 不動産・物流・危機防止・修復	1,136	116	10.2	929	108	11.6
		J) 管理・運営	11,465	313	2.7	10,061	410	4.1
	研究・教育技術・技能職合計		25,854	1,059	4.1	14,210	768	5.4
図書館職	管理官 (conservateur)	493	15	3.0	239	18	7.5	
	司書 (bibliothécaire)	1,019	14	1.4	429	8	1.9	
	司書補 (bibliothécaire adjoint spécialisé)	303	19	6.3	160	13	8.1	
	図書館補佐員	1,717	10	0.6	477	10	2.1	
	図書館職合計	3,532	58	1.6	1,305	49	3.8	

ある。職員の委員と執行部の委員の数が同数であることから、このような名称が付せられている。職員の委員は、職種毎に選挙で選ばれる。2007年の法改正（後述のLRUの制定）までは職員人事制度の設定及びその全般的運用についてもCPEが審議していたが、現在、

当該事項は技術委員会の審議事項となっている。

公務員の地位に関する法律第15条及び教育法典L.951-1-1に基づいて設置される技術委員会（CT）は、大学の職員人事制度の設定及びその全般的運用に関して、執行部と職員の間で協議を行う場である。他の

表4 評議会の権限・審議事項・委員構成

	管理運営評議会 (conseil d'administration)	教学評議会 (conseil académique)	
		学術分科会	教務・大学生生活分科会
主たる権限・審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ●学長の選出 ●大学政策の策定 ●契約についての議決 ●予算の評決及び会計報告の承認 ●教職員の採用、定員の配分 ●教育・研究に関する協定の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究や学術情報に関する政策や研究費配分に関する基本方針の提案 ●教育プログラム、研究担当教員の資格審査、学内組織の研究プログラムや契約等の予審 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育の基本方針についての提案 ●学位授与権設定と新たな教育プログラムの設置の予審 ●学生支援の諸方策の策定 ●教育評価委員会構成の提案
議長	学長	学則で決定する	
委員数	24～36人	20～40人	20～40人
内訳	教員	8～16人	**
	職員	4～6人	10～15%
	学生	4～6人	**
	学外者	8人	10～15%
		(両者で)	
		60～80%	
		10～15%*	
		10～30%	

* 博士課程の学生のみ。

** 両者の合計で75～80%。但し、両者は同数。

公的機関と異なって例外的に置かれていなかったが、2007年の法改正以降は大学にもCTが設置されることとなった。CTは、CPE同様、執行部と職員の代表によって構成され、後者は選挙で選ばれる。執行部の委員と職員の委員の数は以前は同数であったが、現在はその必要性がなくなったことから、執行部側の委員は学長や運営支援総局長(旧事務局長)等に限定されている。

4. 運営参加

フランスの大学では、他の大陸西側欧州諸国同様、全構成員参加型の運営体制が採用されている。このため、大学職員は、教員・学生並びに学外者と共に、全学の議決・諮問機関である管理運営評議会及び教学評議会(表4)並びに部局の評議会に参加する。委員は、職員の種類毎に選挙で選ばれる。教員と比べて委員数は多くなく、例えば最高議決機関である管理運営評議会で職員が占める議席の割合は1/6(最大定数の場合)にしか過ぎない⁽¹³⁾。

Ⅲ. 大学職員の開発活動

研修(formation continue)を受けることは、公務員に対して権利として法令で保障されている。教育研究行政職員(BIATSS)の研修は、前述技術・行政・技能・保健福祉・図書館職員部に置かれた研修

室(Mission de la formation)の下で、大学区、関連研修機関、高等教育機関等が実施している。また、最近は大学職員を対象とした修士課程教育も始めている。

1. 国民教育・高等教育・研究高等学院(ESENER)

全国規模で研修を実施するのは国民教育・高等教育・研究高等学院(École supérieure de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche: ESENER)である。ESENERは、国民教育省及び高等教育・研究省の共管の研修組織であり、フランス中西部のポワティエに置かれている。ESENERの対象は、両省が所管する教育研究機関の管理職員(教育及び運営)及び教育研究行政職員(BIATSS)である。研修活動は、初等中等教育関連研修と高等教育関連研修が分けられて実施されており、それぞれを学校教育・技術革新研修部(Département des formations de l'enseignement scolaire et de l'innovation)と高等教育・研究研修部(Département des formations de l'enseignement supérieur et de la recherche)が担当している。

ESENERが2012年に行った高等教育関係研修には、延べ1,948人が参加した(表5)。また、2013/2014年度に提供している高等教育関係の研修活

表5 国民教育・高等教育・研究高等学院 (ESENESR) 高等教育関係研修実績 (2012年)

領域	参加者数
学生生活 (vie de l'étudiant)	725
財務・資産管理 (gestion financière et patrimoniale)	558
管理運営 (pilotage et management)	423
人的資源管理 (GRH)	180
教育政策 (politiques éducatives)	62
合計	1,948

出典：ESENESR (2013)

表6 国民教育・高等教育・研究高等学院 (ESENESR) 高等教育関係研修プログラム (2013/2014年度)

領域	プログラム	対象
経営：運営、ガバナンス	高等教育機関におけるデジタル文化と利用者の開発	学長、副学長、部局長、ICT責任者等
	部局の事務責任者	部局や共用施設の事務責任者、本部の幹部事務職員等
経営：教育政策	障害を持つ学生の学習への支援：政策、戦略、実践	学長、副学長、研修責任者、部局長、教員等
経営：人的資源管理	活動の展開及び収支均衡	機関計画策定関係者、副学長、運営支援総局長、財務責任者、人的資源管理責任者、会計官等
欧州及び国際	欧州域内及び国際流動性	CEVU担当副学長、教育・就職支援担当副学長、国際交流・欧州担当副学長又は学長補佐等
	高等教育・研究機関向けの欧州プログラム	欧州・国際プログラム責任者（予定者を含む）、本部又は部局の国際交流担当部署の担当者等
	外国訪問調査：教員への継続教育一課題と実践	UFR長、CEVU担当副学長、教育担当副学長、人的資源管理責任者、FD担当責任者、教員
	外国訪問調査：就業能力及び就職機会の拡大のための学生流動性	UFR長、CEVU担当副学長、教育担当副学長、国際・欧州担当責任者、学生副学長等
学習・大学生生活：社会的・市民的課題	大学教育について考えるワークショップ	教員（大学内で実施していない大学の教員を優先する）
	ICTを用いた大学コミュニティの専門的運営推進	新任コミュニティ管理者及び就任予定者
	女性、科学、技術	中等・高等教育において進路指導又は就職支援に従事している者、その他の関係者

出典：<http://www.u-pec.fr/pratiques/universite/presentation/master-2-developpement-et-management-des-universites-305853.kjsp>

動は表6に示されている通りである。

2. 大学・高等教育機関相互支援機構 (AMUE)

大学・高等教育機関相互支援機構 (Agence de mutualisation des universités et établissements d'enseignement supérieur et de recherche : AMUE) は、大学及びその他の高等教育機関の連携によって設立された運営支援組織である。その法的地位は公的利益団体 (groupement d'intérêt public : GIP)⁽¹⁴⁾ で、

主たる収入源は加盟校からの負担金等と高等教育・研究省からの補助金である。

AMUEの主な活動は大学運営のためのソフトウェアの開発であるが、それに関連した研修に加えて、大学運営全般に関するセミナー等を行っている。これらの研修活動は、学生生活、人的資源、財務、運営、研究管理、情報システム、不動産、ソフトウェアの領域別実施されており、例えば最近の学生生活関連の研修では、学生の企業研修、教育機関の非宗教性、文化

表7 ストラスブール大学の初任者研修

単元1	衛生・安全対策
単元2	大学に関する法制と組織
単元3	高等教育機関の改革
単元4	高等教育の編成
単元5	高等教育の教職員：公務員の権利と義務—公的活動の規則
単元6	大学の予算と財務制度
選択科目	(配置された部署によって選択)

活動、大学間移動、学生文化、学生納付金の在り方、学生像など多様な主題が取り上げられている。

の研修、業務用ソフトウェア利用のための研修、危険防止のための研修が提供されている。その中から、表7に初任者研修の項目を示した。

3. 大学内の研修活動

研修が公務員である職員の権利として法律で規定されていることは上に述べたが、第一義的にその権利を保障するのは大学である。このため大学は非常に多様な研修プログラムを用意しており、例えばストラスブール大学の2014年研修プログラム⁽¹⁵⁾の冊子は246頁にも及んでいる。その研修は、新規採用者向けの研修のほか、人的資源管理、財務・会計、質保証、教務、進路指導・就職支援、事務一般、研究支援の業務領域毎に設定された研修、職員が専門特化していくため

4. その他の開発活動

主なものとしては、機能別の団体（例えば人事や学生支援）、地域別の連合組織、職員組合、民間の各種教育訓練プログラムなどが挙げられる。最近見られるようになった活動として、一部の業務領域で専門職団体が形成されていることから、その活動の一環で研究会開催や雑誌発行等を通じた開発活動が実施されている。専門職団体の例として、フランス資金調達者協会（Association française des Fundraisers）がある。

表8 パリ東クレテイク・バル＝ド＝マルヌ大学経済・経営 UFR 修士課程第2学年プログラム「大学の開発と経営」

科目群1「高等教育・研究の現代的課題」(6ECTS)	<ul style="list-style-type: none"> ●高等教育の現代的諸課題 ●フランスの大学の制度的枠組 ●高等教育政策の分析 ●大学組織の社会学 ●研究・分析・データ処理の手法
科目群2「経営の技術」(6ECTS)	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト管理及び変化への対応 ●人的資源管理：交渉と争議の管理 ●予算の管理と内部統制 ●会合の運営 ●マーケティングと情報伝達
科目群3「高等教育・研究機関の経営」(6ECTS)	<ul style="list-style-type: none"> ●大学の戦略的経営 ●研究及びイノベーションの活用 ●質の評価と管理 ●国際政策と国際開発の管理 ●学生の学習経路と就職の政策運営
科目群4「専門的実践」(24ECTS)	<ul style="list-style-type: none"> ●専門的職業経験（職業実践期間内に実施） ●高等教育における英語 ●修論
科目群5「質、統制、監査」(6ECTS)	

出典：http://www.u-pec.fr/pratiques/universite/presentation/master-2-developpement-et-management-des-universites-305853.kjsp

また、主に大学職員を対象とした修士課程のプログラムも開設されている。パリ東クレテイユ・バル＝ド＝マルヌ大学の経済・経営教育研究単位⁽¹⁶⁾は、2009年、大学職員向けのプログラムである「大学の開発と経営 (Master 2 Développement et management des universités : M2-DMU)」を開設した⁽¹⁷⁾。M2-DMUは経営、法学、社会科学領域の修士課程第1学年修了者を対象とする修士課程第2学年のプログラムである。表8に示すように、M2-DMUは五つの科目群で構成され、学生は講義(計400時間)を受講するとともに実践活動に従事し、最後は修士論文を仕上げなければならない。M2-DMU修了後に従事することが想定されている業務として、大学内における各種調査、機関計画の実施事業、質保証・評価、欧州規模の競争的資金獲得、産学連携、地方公共団体との連携のほか、大学運営に関するコンサルタント業務などが含まれている。

IV. 大学職員を巡る近年の動向と課題

本稿では、フランスの大学の法的地位を反映して職員は公務員であり、その原則が大学職員に全面的に適用されていることを見た。こうした状況に対して、大学職員に求められる職務の特性に鑑み、より柔軟な制度を求める意見は少なくない。高等教育の大衆化が進む1980年代は大学を取り巻く環境が大きく変わり始め、大学に戦略性が求められるようになり、大学の執行体制の在り方が大きく変化してきた(Beckmeier, 1992)。そのことは、大学事務の在り方に根本的な変革をもたらした(Dizambourg, 1997)。

大学の事務組織の主たる業務は、従前、各種行政文書を作成し、意思決定—学外(特に高等教育所管省)で行われることが少なくない—の準備並びに決定を実施することであり、職員の業務は判断を要しない定型的なものが中心であった(同前)。しかし、上述したような大学の変化は、大学事務の多様化、契約締結にかかる交渉や情報の収集、学内における協働作業や活動の優先付け、地域や他の高等教育機関等との連携にかかる交渉といった、新たな能力を必要とする業務の拡大をもたらすとともに、これらの業務に従事する職員

の養成・確保を重要課題として意識させることとなった(Aimé, 2003)。かかる要請は1990年代の中頃から強くなり、ESENESRの前進である国民教育省幹部職員養成学校(École supérieure des Personnels de l'Encadrement du Ministère de l'Éducation nationale : ESPEMEN)が設置され、また、AMUEの活動が職員開発全般に広がっていったのもこの時期であった。

大学の自律性拡大は、契約政策の導入などを通じて小刻みに実施されてきたが、2000年代に入って政府の行財政制度改革並びに大学改革を通じて大幅に認められることとなった。前者に関しては、2001年に採択され2006年から全面实施された予算組織法(Loi organique relative aux lois de finances : LOLF)が事後的評価を伴った予算の包括化を可能にした。後者に関しては、2007年に制定された大学の自由と責任に関する法律(Loi relative aux libertés et responsabilités des universités : LRU)が大学の裁量を大幅に拡大するとともに、執行部・議決機関(管理運営評議会)への権限集中を図るといった組織運営制度改革を行った⁽¹⁸⁾。

LRUでは、大学運営の支援体制を全面的に見直すこととされ、従来の事務局の機能拡大が図られた。その一環で、2010年、政令第2010-175号によって事務局長(secrétaire général)は運営支援総局長(directeur général des services)に置き換えられた。従来の事務局長が管理業務(gestion)の統括を行うとされていたのに対して、運営支援総局長には、①総務・財務・技術組織の統轄・編成・業務の適切な遂行、②機関の政策立案への貢献及びその実施にかかる実務の担保、③総務、財務、不動産、人的資源、情報システムの管理において機関の業績指標の構想・整備と継続的確認といった広範な責任が付与されている。こうした変化について、ピエール&マリー・キュリー大学(旧パリ第6大学)の運営支援総局長マルティヌ・ラモン(Martine Ramond)氏は、当該職はアングロ＝サクソンの大学の“executive vice-president”に相当し、大学の意思決定に積極的に参加することとなったと説明している⁽¹⁹⁾。

更にLRUは、予算の範囲内において、大学の裁量

で契約職員を雇用することを可能にした。その結果、これまでの公務員制度下では不可能であった高い専門性を有する職員を雇用することができるようになり、広報、資金調達、情報処理、学生相談、就職支援など、様々な領域で専門職員が雇用されることとなった。前述のように、資金調達担当者などは専門職団体を組織して開発活動等を行うようになっている。

フランスの大学では、公務員制度が維持されながらも、自律性拡大や戦略性の要求に対応して様々な取り組みが図られてきた。しかしながら、公高等教育の実施機関として位置付けられた大学に関する制度の根幹は大きく変わっておらず、そのことは大学にとって大きな制約となっている。特に、LRU以降も教職員の身分は公務員のままであり、総人件費 (masse salariale) が国から大学に移されたとは言え、大学側に給与を決定する権限はない。それにもかかわらず、LRU以降は教職員の平均年齢上昇に伴って総人件費が増加し、契約職員を多く雇ったことも相俟って、多くの大学が資金不足に陥っている。また、公務員制度に準拠して職員人事についての協議制度が設けられていることから、大学が戦略的に人事を行うことは難しい。

今日、フランスの大学職員は、大学が置かれた環境や求められる役割の変化に対応して、更なる機能の向上や拡大を図ることが求められている。これまでに様々な試みが行われてきたが、公務員制度を基礎にした職員制度には制約が非常に大きく、運営支援機能向上の大きな妨げになっていることは否めない。しかしながら、「脱政府化」が進む中で政府の役割も見直されており (Ferlie, Musselin & Adnresani, 2008)、更なる大学の自律性拡大が不可避であることに鑑みれば、徐々にではあるもののそれに対応した制度に向けて改革が図られるものと思われる。

【注】

(1) フランスの大学職員の詳細については大場編 (2006) を参照されたい。統計数値等は古くなっているものの、制度の根幹は大きくは変わっていない。本稿の執筆に際しては、参考文献一覧に記載された文献に加えて、フランス政府関係省庁とその関連機

関の文書及びウェブサイトを参照した。

- (2) フランスの高等教育制度の概要については石村 (2005) 参照。
- (3) 公施設法人は、特定の公役務を行うために一定の自律性を与えられて設立された公法上の法人。日本にかつて多く存在した特殊法人に類似する制度である。EPSCPの詳細については長谷 (2012) 参照。
- (4) 大学の名を冠する高等教育機関で、EPSCPではなく特別高等教育機関 (grand établissement) の地位を有する機関がある。特別高等教育機関は、EPSCPに適用される規定の一部を例外的に逸脱することが認められている。EPSCPから地位変更したパリ＝ドフィューヌ大学 (旧パリ第9大学) や統合によって設置されたロレーヌ大学がそれに該当する。高等教育機関の地位については、大場・夏目 (2010) 参照。
- (5) 2013-2014年度現在の年間登録料は、学士課程183ユーロ、修士課程254ユーロ、博士課程388ユーロである。日本の大学の入学金に相当する学生納付金は存在しない。
- (6) フランスでは内閣改造毎に省庁改編が行われ、教育行政を担当する省の名称が一定しない。また、初等中等教育行政と高等教育行政が分離されることがある。ここで示した2省は、2014年2月現在の組織である。
- (7) 但し、初等教育学校 (école primaire) の管理は全面的に地方公共団体が所掌することから、その職員は同部の所管ではない。
- (8) 全省庁を通じた上級行政職員。国立行政学院 (École nationale d'Administration: ENA) で養成され、採用後は総理大臣の所管に置かれる。
- (9) 統計数値の出典は、断りがない限りDEPP (2013) である。
- (10) ITRFは技師・技能職員を中心とした職種であるが、理工系に限らず人文社会系も含んだ幅広い業務領域に設定された職種である。採用に関する次項参照。
- (11) 大学区は概ね州 (région) に対応した教育研究における行政区画である。その長である大学区長

- (recteur) は、区内の各大学の総長 (chancelier) の地位を有する。
- (12) 設定されている職種が細分化されて試験が行われることなどから、採用区分は表1で示された官職とは一致しない。
- (13) 職員の議席率は2013年の高等教育・研究法で引き上げられた。それまでは1/10であった。
- (14) 非営利目的の活動を共同で行うことを目的とする公法上の法人。
- (15) 教員及びBIATSSの両者を対象としているが、大半は後者向けである。
- (16) 教育研究単位は日本の学部・研究科に相当する教学の基礎的組織。なお、フランスには、他の欧州諸国同様、学部・大学院の区別は無い。
- (17) 本プログラムの記述にあたっては、そのWebサイト(表8の出典)を参照したほか、責任者のステファニ・ミニヨ＝ジュラル(Stéphanie Mignot-Gérard)氏へのインタビューを行った。
- (18) LRUは2009年から順次適用され、2013年1月に全ての大学が新制度に移行した。しかし、2012年に政権をとった社会党がLRUの全面見直しを行い、2013年に制定された高等教育・研究法で執行部・議決機関への権限集中は後退することとなった。大場編(2014)参照。
- (19) 2012年3月22日聞き取り調査。但し、ベルピニャン大学運営支援総局長のポール・タベルネ(Paul Taverner)氏のように、政令改正がもたらしたのは名称の変更のみで、実質的に職務内容に変化はないと指摘する者もいる(2012年3月30日聞き取り調査)。調査の概要は大場編(2014)参照。

【参考文献】

- 石村雅雄(2005年)「フランスの大学」有本章・山野井敦徳・羽田貴史編『高等教育概論』ミネルヴァ書房、184-193頁。
- 大場淳編(2006年)『諸外国の大学職員《フランス・ドイツ・中国・韓国編》(高等教育研究叢書87)』広島大学高等教育研究開発センター。
- 大場淳編(2014年)『フランスの大学ガバナンス(高等教育研究叢書127)』広島大学高等教育研究開発センター。
- 大場淳・夏目達也(2010年)「フランスの大学・学位制度」大学評価・学位授与機構編『学位と大学(大学評価・学位授与機構研究報告第1号)』大学評価・学位授与機構、93-159頁。
- 滝沢正(2002年)『フランス法第2版』三省堂。
- 長谷浩之(2012年)「フランスの国立大学の法的地位と近年の改革：公施設法人としての地位と、国-法人関係の契約化・マネジメント改革の進展」『自治研究第88巻第8-11号』、(8)102-121 / (9)105-124 / (10)81-104 / (11)127-151の各頁。
- Aimé, P., La formation des personnels IATOS dans les EPSCP, *La revue des secrétaires généraux* 11, juillet 2003, pp. 67-68.
- Beckmeier C., Réseaux décisionnels dans les universités françaises et allemandes, Friedberg E. & Musselin C., *Le gouvernement des universités: perspectives comparatives*, Paris: L'Harmattan, 1992, pp. 29-53.
- DEPP = Direction de l'Évaluation et de la Prospective et de la Performance, *Repères et références statistiques 2013*, Paris: MEN/MESR, 2013.
- ESENER = École supérieure de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, *Rapport d'activité 2012*, Poitiers: ESENER, 2013.
- Ferlie E, Musselin C & Adnesani G., The steering of higher education systems: a public management perspective, *Higher Education* 56, 2008, pp. 325-348.